

# 南アルプス市温泉給湯事業経営戦略

令和3年3月

南アルプス市産業観光部観光施設課

## 目次

	ページ
1 経営戦略の策定について（経営戦略策定の趣旨）	・・・ 1
2 事業の概要	・・・ 1
(1) 事業の現況	
(2) 経営分析	
(3) 施設を取り巻く環境等	
3 経営の基本方針	・・・ 1 1
(1) 経営の基本方針	
(2) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性	
(3) 公営企業として実施する必要性	
4 投資・財政計画（収支計画）	・・・ 1 2
(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	
ア 投資・財政計画（収支計画）のポイント	
イ 収支計画のうち投資についての説明	
ウ 収支計画のうち財政についての説明	
エ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明	
(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組みや今後検討予定の取組みの概要	
ア 投資についての検討状況等	
イ 財源についての検討状況等	
ウ 投資以外の経費についての検討状況等	
5 経営戦略の実現に向けて	・・・ 1 5
(1) 投資・財政計画における諸問題について	
(2) 投資以外の諸課題について	
(3) 経営安定化の取組み	
6 経営戦略の事後検証及び更新等に関する事項	・・・ 1 6
(別表関係)	
別表 1 - 1 投資・財政計画（収支計画）	・・・ 1 7
別表 1 - 2 投資・財政計画（収支計画）	・・・ 1 8

## 1 経営戦略の策定について（経営戦略策定の趣旨）

観光施設事業は、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条第11号に規定する観光を目的とする施設の設置・運営をいい、国民宿舎等の「休養宿泊施設事業」や温泉施設等の「その他観光施設事業」等があります。

観光施設事業は、地域資源を活かした地域振興や雇用確保、地理的・社会的条件など様々な要件があることから、公営で実施されています。

しかし、施設そのものの必要性及び公営企業での運営の適否についても十分に検討することが必要です。「経営戦略」の策定については、「経済・財政再生計画」（経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）第3章をいう。）に基づき、全ての公営企業について令和2年度までの策定が求められています。南アルプス市温泉給湯事業では令和3年度から令和12年度までを対象期間とする経営戦略を策定しました。

## 2 事業の概要

### （1）事業の現況

南アルプス市温泉給湯事業（以下、本事業という。）は、温泉法（昭和23年法律第125号）、南アルプス市温泉給湯事業財政調整基金条例（平成15年4月1日条例第92号）、南アルプス市温泉条例（平成15年4月1日条例第188号）、南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例（平成15年4月1日条例第189号）、南アルプス市温泉給湯規則（平成15年4月1日規則第104号）、南アルプス市温泉給湯装置の構造及び材質に関する規則（平成15年4月1日規則第105号）を適用し、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を非適用し運営しています。

### （ア）沿革等

本事業は、北岳（3193.2m・標高国内第2位）と間ノ岳（標高3190m・標高国内第3位）の登山口「広河原」及び仙丈ヶ岳、甲斐駒ヶ岳の登山口「北沢峠」へ向かうための、最も大きな山岳交通基地となっている南アルプス市芦安地区にて主に事業執行しています。本事業は昭和57年（1982）に芦安村（当時）が過疎地域振興対策事業として開発をすすめる、金山沢右岸にて動力揚湯に成功したことが契機となりました。源泉付近の行政直営施設のみならず、周囲の民間旅館業施設にも給湯したことが、本事業を開始した経緯です。

(イ) 事業の概要

事業の概要は次のとおりです。

源泉 4箇所

【内訳】第1源泉 名称：南アルプス市南アルプス温泉

所在地：南アルプス市芦安芦倉1553の2番地

動力揚湯開始年：昭和51年

第2源泉 名称：南アルプス市南アルプス温泉

所在地：南アルプス市芦安芦倉1525番地

動力揚湯開始年：昭和57年

第3源泉 名称：南アルプス市御勅使川温泉

所在地：南アルプス市芦安芦倉409番地

動力揚湯開始年：平成2年

第4源泉 名称：南アルプス市農業体験実習館

所在地：南アルプス市野牛島2722番地

動力揚湯開始年：昭和61年

【給湯先】9施設

(給湯元)	(給湯先)	(内訳)
第1源泉	該当なし	0施設 0口
第2源泉	公衆浴場	2施設 6口
	旅館業施設	4施設 5口
	個人住宅	1施設 1口
第3源泉	旅館業施設	1施設 1口
第4源泉	介護施設	1施設 3口

(ウ) 料金

維持料

口数	金額
1口	1,000,000円
2口	2,000,000円
3口	3,000,000円

備考

- 1 当分の間、給湯は3口までとする。
- 2 1口とは、毎分8リットルの給湯能力を有する給湯施設をいう。

使用料

(月額)

基本給湯量	基本料金	超過料金
月140立方メートルに口数を乗じて得た給湯量	9,100円に口数を乗じて得た額	基本給湯量を超える1立方メートルにつき 120円
メーター使用料	口径	金額
	13ミリメートル	420円
	20ミリメートル	440円
	25ミリメートル	470円
	30ミリメートル	740円
	40ミリメートル	1,170円
	50ミリメートル	2,820円

手数料

区分	金額
材料の検査	1件につき 350円
設計書の審査	1件につき 550円
工事の検査	1件につき 550円 (口径30ミリメートル以上のメーターを使用するときは、1,150円)

(エ) 組織

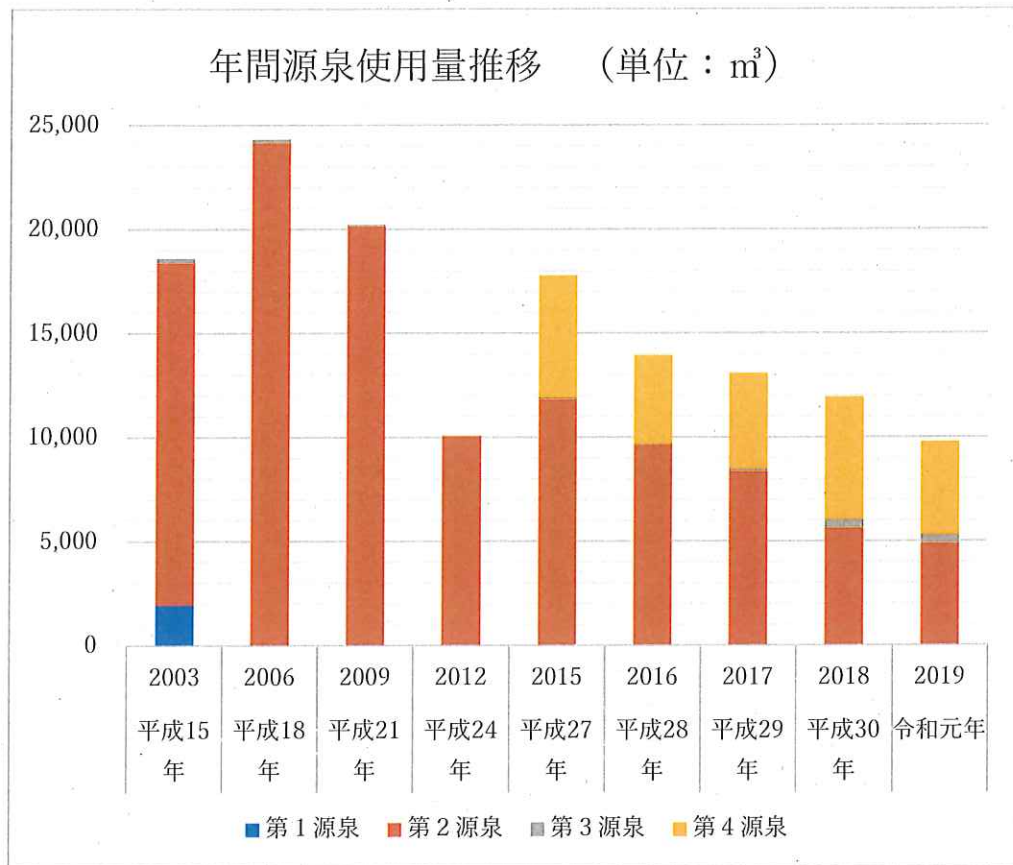
本事業は、南アルプス市産業観光部観光施設課で所管しています。

(2) 経営分析

ア 年間源泉使用量推移

年間源泉使用量の推移は次のとおりです。平成30年(2018)、令和元年(2019)は週末の荒天が多く、北岳等への登山者数が例年より減少しました。このため、特に第2源泉を使用している芦安地区の公衆浴場において源泉使用量が減少しました。





## イ 使用料収入の推移

温泉給湯使用料収入の推移は次のとおりです。

### (ア) 基本料金

基本料金については、平成15年(2003)当時は約230万円の基本料金収入がありましたが、平成17年(2005)以後、公衆浴場が1軒、旅館が1軒廃業し、平成23年(2011)に旅館(指定管理施設)の老朽に伴う施設の一部解体もあり、基本料金収入が大幅に減りました。また、平成24年(2012)には1軒の旅館が口数を1口減数したことにより、さらに基本料金収入が減り、約140万円となりました。その後、平成27年(2015)にも旅館が1軒廃業しましたが、同年から介護施設による第4源泉の利用が始まったこともあり、その後は毎年約170万円の基本料金収入を維持しています。

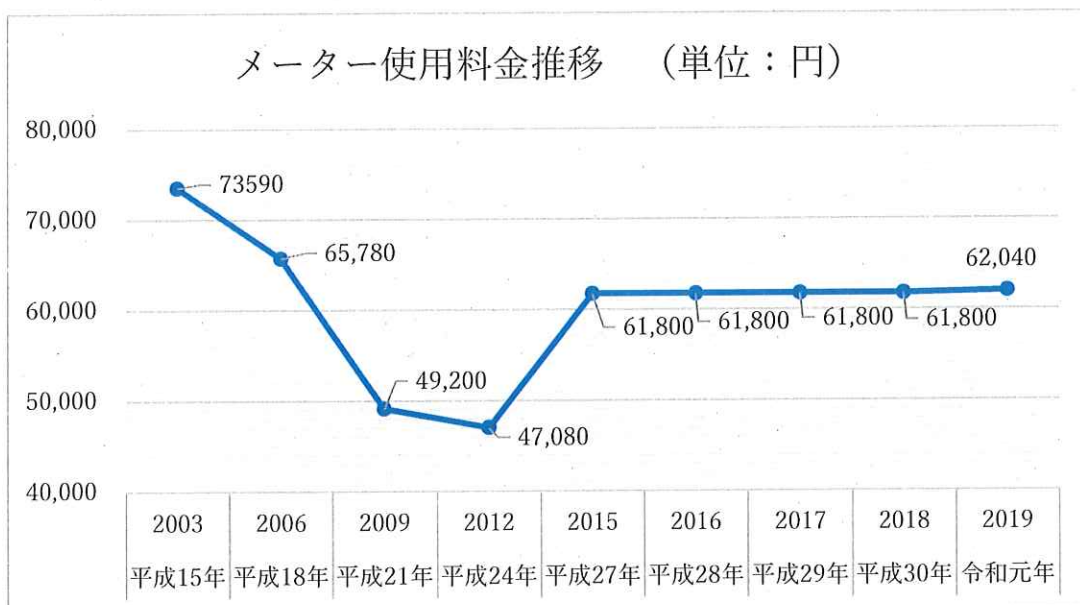
### (イ) 超過料金

超過料金の推移については、年間源泉使用量の推移とほぼ比例していることが特徴です。近年は各給湯施設の給湯量が基本給湯量(加入口数×140m<sup>3</sup>)内に収まることが多い状況です。



(ウ) メーター使用料金

メーター使用料金の推移については、次のとおりです。加入数に応じて増減がありますが、その差額は数万円程度となっており、本事業の営業収入計画に大きな影響を与えてはなりません。



ウ 南アルプス市観光客等利用者数推移

(ア) 広河原・芦安温泉周辺宿泊客実人数

山梨県による「山梨県観光客動態調査」(平成21年(2009)まで)及び「山梨県観光入込客統計調査」(平成22年(2010)以後)結果から、平成15年(2003)以後の広河原・芦安温泉周辺宿泊客実人数を抽出しました。特徴としては、南アルプス市観光客実人数と比較をして、その数値の変動に係りがないことがあげられます。また、北岳をはじめとする南アルプスへの登山口「広河原」までのマイカー規制区間の利用者数や、北岳に毎年南アルプス市により開設される山梨県北岳山荘利用者数の変動についても関係性はありません。

(イ) 南アルプス市観光客実人数

山梨県により毎年調査される「山梨県観光入込客統計調査」による、県内各市町村の観光客実人数調査開始年の平成22年(2010)以後の数値を抽出しました。特徴としては、マイカー規制区間の利用者数や、山梨県北岳山荘利用者数と概ね相関性があることがあげられます。

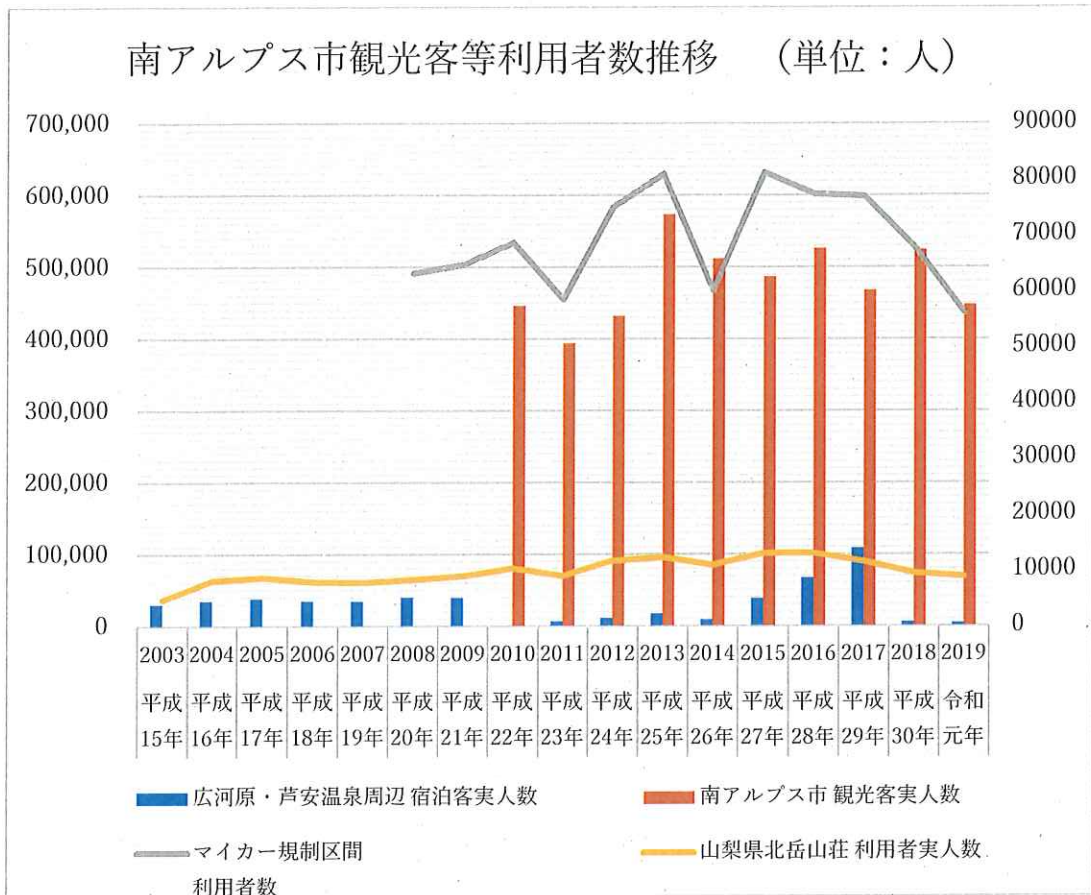
(ウ) マイカー規制区間利用者数

北岳をはじめとする南アルプスへの登山口「広河原」までは、毎年6月から11月の間マイカー規制(自動車の通行等を制限する規制)が行われています。この期間は公共交通バスやタクシーのみが移動手段となります。この規制は、平成17年(2005年)から始められました。傾向については前述のとおりですが、県道南アルプス公園線及び県営南アルプス林道の落石、土砂崩れ等による通行止めや、規制雨量到達による通行止めにより、利用者数が大きく変わることが特徴です。なお、利用者数の調査開始年は平成20年(2008)となっています。

(エ) 山梨県北岳山荘利用者数

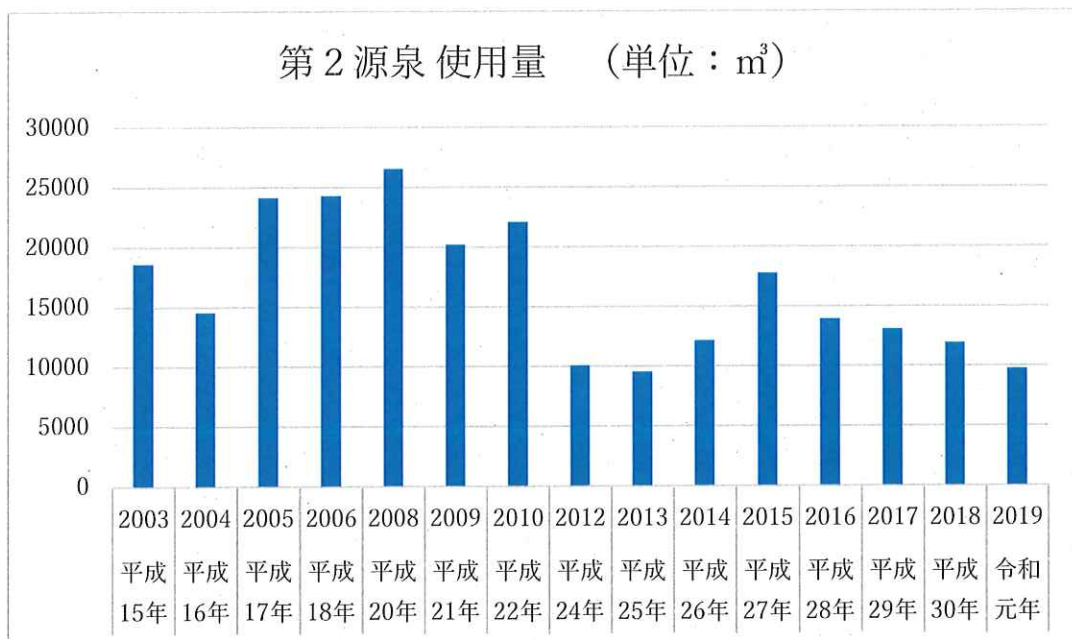
南アルプス市が管理をしている山梨県北岳山荘は、北岳に毎年開設される山小屋です。この施設は昭和52年(1977)山梨県によって建設されました。南アルプス北部では最も利用者数の多い施設になります。この施設の平成15年(2003)以後における年間利用者数を抽出しました。傾向に関しては前述のとおりであり、利用者数は天候に大きく影響を受けます。





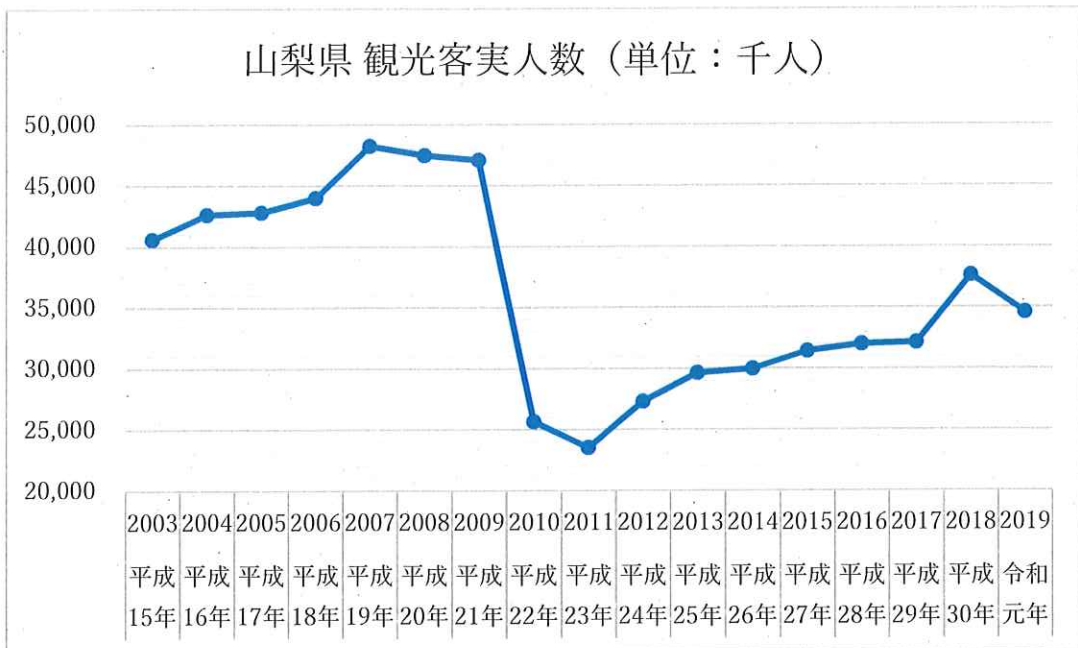
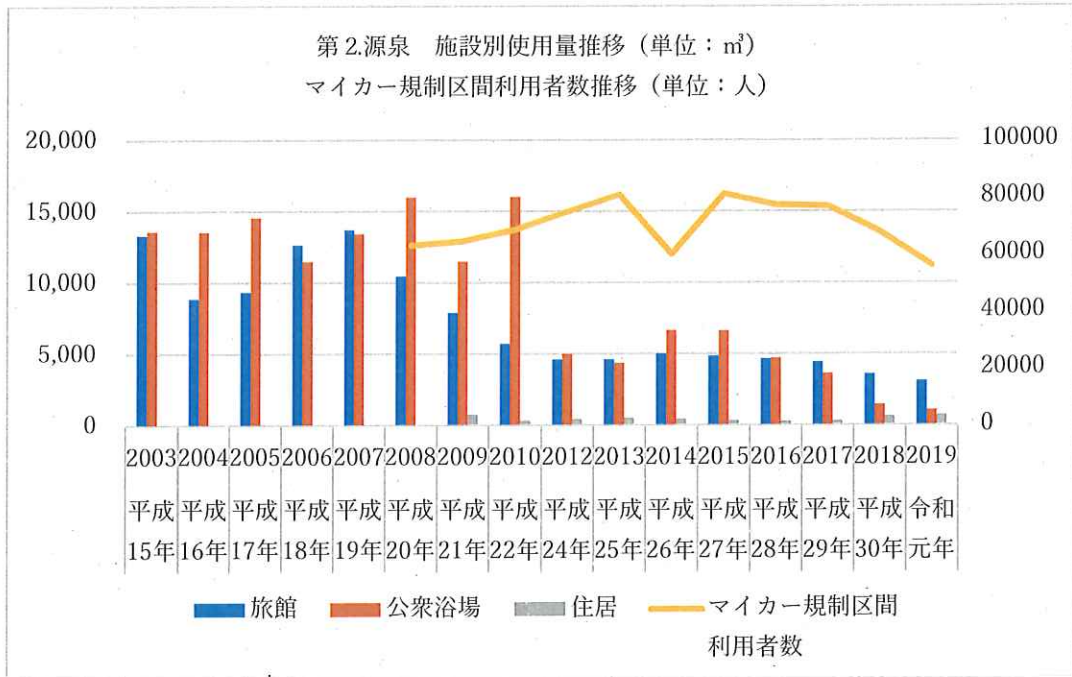
エ 第2源泉使用量

第2源泉使用量の推移です。前述のマイカー規制区間の利用者数傾向と相関性があります。ウ(ア)広河原・芦安温泉周辺宿泊客実人数とは関係性がありません。これは登山者による日帰り入浴の需要が多いことが理由です(次頁 オ 第2源泉の施設別使用量推移参照)。



オ 第2源泉の施設別使用量推移

第2源泉における、旅館、公衆浴場、住居別の使用量推移になります。公衆浴場の使用量増減は、概ねマイカー規制区間の利用者数に相関性があり、夏山登山者数と相関性があるとも言えます。旅館の使用量増減については、公衆浴場の推移と関係性がなく、また山梨県による観光客動態調査における山梨県の観光客実人数の推移にも関係性はありません。



カ 過去5年間の経営状況及び経営指標

本事業は、地方公営企業法を非適用し、運営しています。過去の損益の状況や資産・負債等は次のとおりです。

(千円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
<b>1 収益的収支</b>					
(1)総収益 (A) ((B)+(C)+(D))	4,140	4,372	3,085	1,899	6,782
ア 営業収益(B)	2,128	1,982	1,944	1,893	1,816
イ 営業外収益(C)	2,012	2,390	1,141	6	4,966
ウ 特別利益(D)	0	0	0	0	0
(2)総費用 (E) ((F)+(G)+(H))	4,147	4,372	2,594	1,948	3,777
ア 営業費用(F)	4,147	4,372	2,594	1,948	3,777
イ 営業外費用(G)	0	0	0	0	0
ウ 特別損失(H)	0	0	0	0	0
(3)当年度純利益 (I)((A)-(E))	△ 7	0	491	△ 49	3,005
<b>2 資本的収支</b>					
(1)資本的収入(J)	0	0	0	0	20,933
(2)資本的支出(K)	0	0	0	0	20,933
(3)収支差引 (L)((J)-(K))	0	0	0	0	0
<b>3 補填財源</b>	0	0	0	0	0

(3) 施設を取り巻く環境等

ア 第1源泉を取り巻く環境

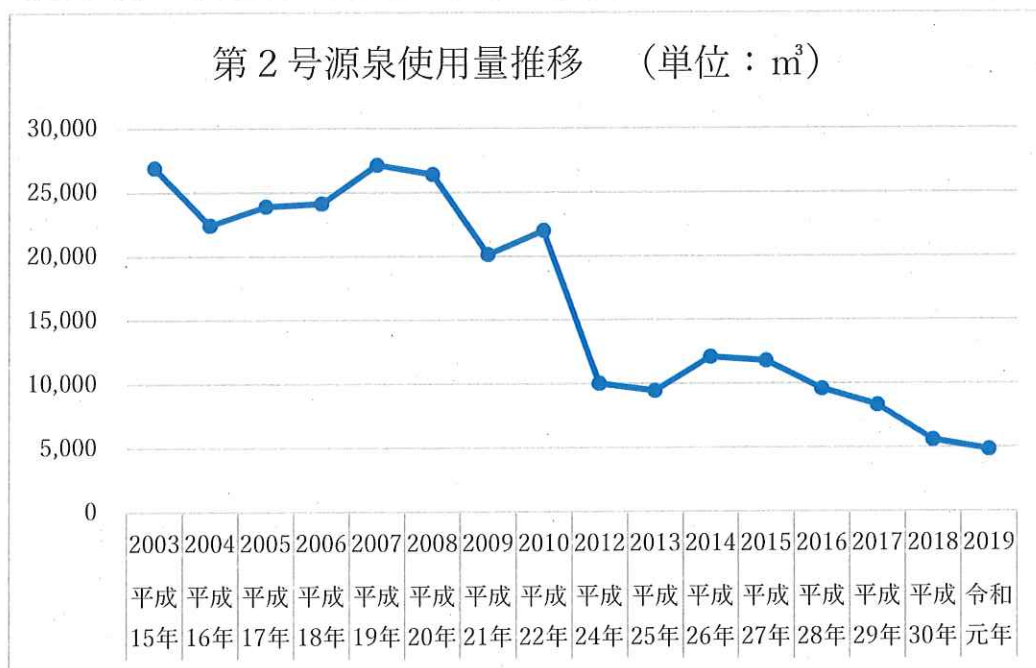
過去に給湯していた旅館が2軒ありましたが、1軒は平成11年(1999)10月に独自で温泉の動力揚湯に成功したため、温泉給湯を解約し、残る1軒は平成16年(2004)12月に廃業したため、第1源泉は使用されなくなりました。現在第1源泉近くには給湯先が無く、今後使用される予定もありません。



イ 第2源泉を取り巻く環境

平成15年(2003)当時に給湯していた施設は9施設19口でしたが、現在は7施設12口となっており、当時と比較し2施設減、7口減という状況となっています。給湯先の減少理由としては、廃業や営業規模縮小が相次いだことによります。特に平成23年(2011)に一部解体された指定管理施設の旅館営業規模縮小は大きな影響を与えました。また、公衆浴場は平成19年(2007)当時まで3軒ありましたが、同年末をもって、公衆浴場3軒のうち1軒が廃業し、現在は2軒となり、このことも大きな影響をあたえています。

平成20年(2008)以後源泉使用量は減少し続けています。理由としては前述の他、平成17年(2005)より開始されたマイカー規制による影響だけではなく、平成23年(2011)に発生した東日本大震災、及び同年や、平成26年(2014)の大雪被災、令和元年(2019)の台風19号被害、継続的なガソリン単価の高騰など、様々な原因があるものと考えます。



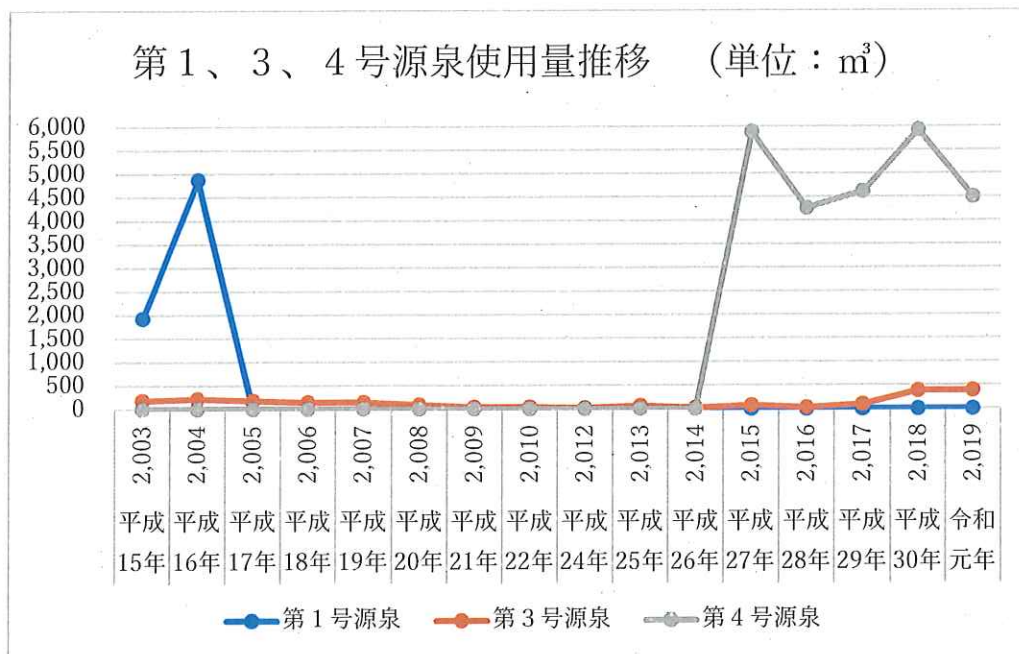
ウ 第3源泉を取り巻く環境

第3源泉は芦安村(当時)の村営公衆浴場開設のため平成2年(1990)に動力揚湯に成功し、その後長年使用されてきましたが、平成29年(2017)3月にこの公衆浴場は廃業しました。平成11年(1999)10月より民間旅館1軒が営業開始し、現在はこの1軒のみの給湯となっています。給湯している民間旅館は経営が小規模であり、現在以上の使用量増加は見込まれません。



## エ 第4源泉を取り巻く環境

昭和61年（1986）に八田村（当時）が動力揚湯に成功した第4源泉は、平成27年（2015）より近隣の介護施設に給湯されています。現在温泉給湯をしている全ての施設の中で、最も源泉使用量がある施設への給湯となっていますが、給湯先は限られた規模で運営する介護施設であるため、現在以上の使用量増加は見込まれません。



### （4）施設の現況

令和元年（2019）に第2源泉ポンプ等の大規模修繕（総額約2,000万円）を行いました。他には近年において大規模修繕はなく、良好に稼働しています。

## 3 経営の基本方針等

### （1）経営の基本方針

本事業は、観光の開発、地域の振興その他市民の福祉の増進に寄与することを目的とします。そのために適正な動力揚湯量の確保を行い、安定した温泉給湯を図り、施設及び設備の機能維持及び漏水防止、業務の効率化を行うことを経営の基本方針として運営していきます。

(2) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

地元の地方公共団体として公共サービスを実施するうえで、本事業については南アルプス市温泉条例に基づく経営の基本方針に沿い事業を実施する意義があります。

提供するサービス自体の必要性については、本事業の目的が観光の開発、地域の振興、市民の福祉の増進に対しての行政サービスであることから、必要性は十分にあるものと考えます。

(3) 公営企業として実施する必要性

利用収益が減少している近年、民間による経営は非常に困難であり、緊急的な大規模修繕時の対応等も考慮すると、公営企業として実施する必要性があると考えます。

## 4 投資・財政計画（収支計画）

※詳細数値は別表1-1、1-2を参照

(1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

ア 投資・財政計画（収支計画）のポイント

(ア) 収益的収支

計画期間中の総収益及び総費用は、1年当たり約260万円で推移する見込みです。ただし、総収益のうち営業収益が毎年約180万円、営業外収益として基金取り崩し額が毎年約80万円の計画であり、この計画によると令和8年度には基金残高が無くなる見込みです。このため、令和9年度からは一般会計より毎年約80万円の繰り入れが必要となります。

(イ) 資本的収支

本事業では緊急工事以外の資本的収支はありません。ただし、大規模修繕時には一般会計より繰り入れを行い施工する必要があります。突発的、緊急的な多額の支出時においては、現在自主財源による経営維持が難しい財政状況となっています。

イ 収支計画のうち投資についての説明

この先10年以内に、大規模な更新投資等を行う予定はありません。

ウ 収支計画のうち財源についての説明

独立採算制の原則に則り、自主財源による経営を維持するとともに、健全な経営に努めますが、料金収入が減少している現在、様々な課題が生じています。計画期間における財源の概要は次のとおりです。

(ア) 基本料金収入

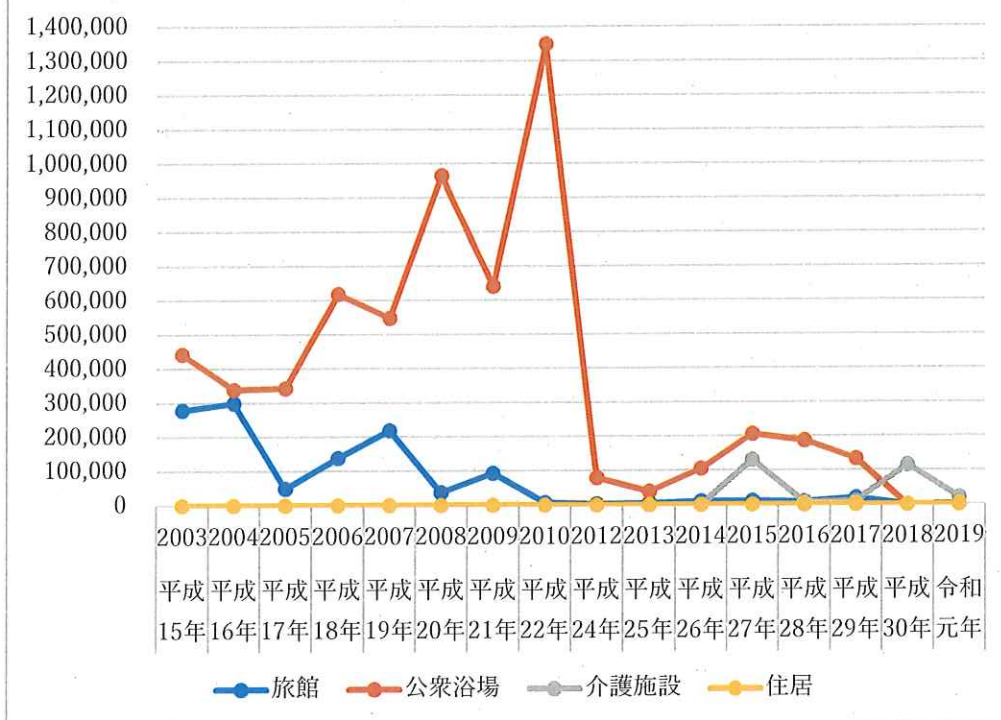
温泉給湯における基本料金収入になります(9,100円/口×加入口数)。平成27年(2015)以後は、約170万円の収入に落ち着いています。平成15年(2003)においては現在より給湯先施設が2施設、口数が7口多い状況でしたので、約230万円の基本料金収入がありました。現在のところ新規給湯希望者はいないため、基本料金収入の増加見込みは立たない状況です。

(イ) 超過料金収入

基本給湯量(加入口数×140m<sup>3</sup>/月)を超過した際には、1m<sup>3</sup>の使用につき120円の超過料金が生じます。平成21年(2009)までは年間で約6,000m<sup>3</sup>の超過量があり、年間で約72万円の収入がありました。しかし、近年は直近8年間の超過量は合計で約9,100m<sup>3</sup>であり、同期間収入総額は約110万円となっており、減少傾向が続いています。公衆浴場のみならず、旅館の利用者も減少していることが想定されます。今後は天候が落ち着き、登山者が多く集まるときに、いかに公衆浴場や旅館を利用していただくかの戦略が必要となります。



施設別源泉使用量超過料金推移 (単位：円)



(ウ) メーター使用料収入

口径によりメーター使用料が定められています。過去から大きな変動はなく、近年は年額約6万円の収入で安定しています。

エ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

最小の費用で最大のサービスを提供することにより公共の福祉の増進に資する地方公営企業の本旨に立ち返り、経費は削減していく方針です。計画期間における投資以外の経費は次のとおりです。

(ア) 各種原価

例年の光熱水費、水質検査手数料、保守管理及び清掃業務委託料の実績支出額を参考にして、収益的支出額の算出を行っています。

(イ) 各種原価以外の経費

計画期間中に発生し得るものを計上しています。緊急的な小規模修繕料等がこれにあたります。

(ウ) 支払利息

起債等はこれまで行っておらず、今後の予定もありません。



(2) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

ア 投資についての検討状況等

更新投資等に関連する更新・大規模改修は今後予定をしていません。

イ 財源についての検討状況等

次期経営戦略対象期間中において、大規模な修繕・更新投資等は予定をしていませんが、大規模修繕が緊急的に必要となったとき、現在の収入状況では一般会計繰入金に頼る他ありません。今後の経営において一般会計繰入金に頼ることなく、災害時にも自主財源で経営ができることが健全といえます。したがって、財政調整基金の積立を毎年できるだけ行い、災害時にも自ら運営ができる健全な経営を目指すことが望ましいと考えます。しかし、前述のとおり現在の収支状況では非常に困難です。

また、料金収入の安定と適正な運営を持続するための料金体系（単価）の改定は今のところ予定をしていませんが、今後は新型コロナウイルス感染拡大状況を注視しつつ、財政調整基金積立計画も考慮に入れつつ、慎重に検討していきます。

なお、今後の新規起債計画については予定しておりません。

ウ 投資以外の経費についての検討状況等

前述した計画以外に経費支出計画はありません。

## 5 経営戦略の実現に向けて

(1) 投資・財政計画における諸課題について

本事業の主な財源は、営業収益です。独立採算制の原則に則り、引き続き自主財源による経営を維持するために、営業収益の増加や、財政調整基金の積立が必要です。当面は新型コロナウイルス感染拡大が続くと考えますので、財政調整基金繰入金によりこれまでの料金体系を維持しながら運営していきます。なお、更新投資については予定をしていません。

(2) 投資以外の諸課題について

ア 民間の活用について

「3(2)事業の意義、提供するサービス自体の必要性」に記載したとおり、本事業は南アルプス市の直営です。公共サービスを維持しながら、公営企業として独立採算制の原則のもと必要最低限の営業収益を維持しなければなりません。設備維持管理業務は民間委託するほかありませんが、収入総額が少なく、今後も増収は見込めないことから、指定管理者制度等による民間の活用については、現在のところは非常に難しいと考えます。

(3) 経営安定化の取組み

令和3年度より、次の項目について現状を把握、見直しを行い、経営安定化に向け取り組みます。

ア 経費削減に向けて

毎年度、経営戦略と実績の比較を行い、適切な事後検証を行っていきます。また、経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢の変化など、本事業を取り巻く状況に変化がある場合にも随時更新を行い、より効率的な財政計画となるよう見直しを進めます。

イ 諸規則の見直し

使用料金をはじめ、常に状況を見ながら見直し検討を進めます。

ウ 経営診断の実施

定期的な現地確認・各種データから経営状態を把握していきます。

## 6 経営戦略の事後検証及び更新等に関する事項

毎年度、経営戦略と実績の比較を行い、3年から5年を目途に適切な事後検証を行うほか、投資・財政計画と実績に大幅な乖離が生じた場合には、随時見直しを行います。また、その他に経営に影響を及ぼす法令等の改正や、社会情勢の変化など、本事業を取り巻く状況に変化がある場合にも随時更新を行い、より効率的な投資・財政計画となるよう見直しを進めます。

投資・財政計画  
(収支計画)

(別表 1-1)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収入	1 総収入	6,781	2,318	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670	2,670
	(1) 営業収入	1,815	1,890	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809
	ア 料収入	1,815	1,890	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809
	イ 受託工事収入												
	ウ その他収入												
	(2) 営業外収入	4,966	428	861	861	861	861	861	861	861	861	861	861
	ア その他収入	4,966	428	861	861	861	861	861	861	861	861	861	861
	イ その他収入	3,777	2,108	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661
	(1) 営業費用	3,777	2,108	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661
	ア 職員給与												
イ その他費用	3,777	2,108	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	2,661	
(2) 営業外費用													
ア 支払利息													
うち一時借入金利息													
うち資本費平準化債分													
イ その他													
3 収支差引	(A)-(D)	3,004	210	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
資本的収入	1 資本的収入	20,933											
	(1) 地方債												
	(2) 資本費平準化債												
	(3) 他会計補助金												
	(4) 他会計借入金												
	(5) 固定資産売却代金												
	(6) 国(都道府県)補助金												
	(7) 工事負担金												
	その他	20,933											
	2 資本的支出	(G)	20,933	3,490									
(1) 建設改良費		20,933											
(2) 地方債償還金	(H)												
(3) 他会計平準化債償還金													
(4) 他会計長期借入金返還金													
(5) 他会計への繰出金			3,490										
3 収支差引	(F)-(G)		△ 3,490										



投資・財政計画  
(収支計画)

(別表 1-1)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
						(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収支再差引	(E)+(I)	3,004	△ 3,280		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
積立金	(K)	5	6		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
前年度からの繰越金	(L)	287	3,286		100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	3,286			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支黒字	(P)	3,286			100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
(N)-(O)	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	1,815	1,890		1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809	1,809
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)													
○他会計繰入金														
区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		4,961									855	855	855	855
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		4,961									855	855	855	855
資本的収支分		20,933												
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金		20,933												
合計		25,894									855	855	855	855

(単位:千円, %)

(単位:千円)